

専任技術者一覧表

令和3年 4月 1日

営業所の名称	フリガナの専任技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
<p>本社</p> <p>郡山支店</p> <p>様式第一号別紙二(2)に記載した営業所の名称を記載する</p>	<p>フクシマ イチロウ 福島 一郎</p> <p>ワカマツ ツルオ 若松 鶴雄</p> <p>キタカタ サユリ 喜多方 さゆり</p> <p>フリガナを必ずつける</p> <p>記載要領を参照し、担当する建設工事の種類と資格の数字、有資格区分(別表3のコード)を記入する。様式第8号と整合性をとること。</p>	<p>土-7、と-7</p> <p>園-4</p> <p>土-7、解-7</p>	<p>14</p> <p>02</p> <p>1B</p> <p>解体工事業経過措置のコード(数字+アルファベット)は令和3年6月30日までしか使用できません。 (令和3年7月1日以降は、経過措置のコードは使用不可) 解体業許可を継続する場合は、令和3年6月30日までに、別途手続が必要です。</p>
<p>◎営業所の専任技術者とは</p> <p>営業所の専任技術者は、営業所に常勤しなくてはならないため、主任技術者(監理技術者)として専任を求められている工事現場(公共性のある工事で3,500万円以上、建築一式工事は7,000万円以上)に配置することはできません。 また、上記以外の工事については、当該営業所において請負契約が締結された建設工事で、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制の場合、当該工事の現場に配置してよいとされています。</p>			